

フランス会社法 (15)⁽¹⁾

加 藤 徹
小 西 みも恵
笹 川 敏 彦
出 口 哲 也

目次

商法典

第1部 法律

第8編 若干の規制職業

第2章 会計監査役

第1節 一般規定 (L. 820-1 条～L. 821-15 条) (本誌69巻3号掲載)

第2節 会計監査役の地位 (L. 822-1 条～L. 822-19 条)

第1款 登録 (L. 822-1 条～L. 822-8 条) (以下, 本号)

第2節 会計監査役の地位

(2003年8月1日法律第2003-706号第101条)

第1款 登録 (2016年3月17日オルドナンス第2016-315号第16-1°条。

2016年6月17日施行)

(2003年8月1日法律第2003-706号102条および103条)

(会計監査役の職務の実施)

L. 822-1 条 (2016年3月17日オルドナンス第2016-315号第17条。2016年6月17

(1) 本稿の翻訳にあたっては、内田千秋「フランス金融安全法における法定監査人制度 (会計監査役制度) の現代化」比較法学39巻1号 (2005年) 245頁以下、白石智則「金融安全法——金融の安全についての2003年8月1日の法律第2003-706号」日仏法学24号 (2007年) 146頁以下、内田千秋「会計監査役職——会計監査役職に関する2005年9月8日のオ

日施行)

I. — 会計監査役⁽²⁾の職務は、L. 822-1-1 条ないし L. 822-1-4 条所定の要件の下で、会計監査役高等評議会により作成された名簿に登録された自然人または会社により行われる。

II. — 高等評議会⁽³⁾により作成される上記名簿は、L. 822-1-5 条 I に記載された第三国の検査人を列挙する。

(会計監査役名簿への登録要件)

L. 822-1-1 条 (2005年 9 月 8 日オールドナンス第2005-1126号第12条) (2016年 3 月17日オールドナンス第2016-315号第18-1°条。2016年 6 月17日施行) 《会計監査役の名簿へ登録するには、自然人は次の要件を満たさなければならない：》

1 号 ヨーロッパ (2016年 3 月17日オールドナンス第2016-315号第18-2°条。2016年 6 月17日施行) 《連合の構成国》、ヨーロッパ経済領域協定⁽⁴⁾の参加当事国、または他の外国がフランス国民に対し計算書類の法定監査の実施を認めている場合には当該国 (2016年 3 月17日オールドナンス第2016-315号第18-2°条。2016年 6 月17日施行) 《の居住者がフランス国民であること》；

2 号 有罪判決をもたらした名誉または誠実に反する行為の実行者でないこと；

3 号 除名の懲戒処分をもたらした同様の性質を有する行為の実行者でないこと；

4 号 第 6 編所定の、更生手続⁽⁵⁾における個人制裁または能力制限措置⁽⁶⁾の 1 つまたは失権が (2016年 3 月17日オールドナンス第2016-315号第18-3°条。2016年

ルドナンス第2005-1126号」日仏法学24号 (2007年) 149頁以下、同「法定監査指令の国内法化——2006年 5 月17日の EC 指令第2006-43号を国内法化する会計監査役に関する2008年12月 8 日のオールドナンス第2008-1278号」日仏法学26号 (2011年) 175頁以下、同「法定監査制度の改革——会計監査役職に関する2016年 3 月17日のオールドナンス第315号」日仏法学29号 (2017年) 265頁以下等を参考にさせて頂いた。

(2) le Haut Conseil du commissariat

(3) contrôleurs de pays tiers

(4) L'accord sur l'Espace économique européen

(5) faillite personnelle

(6) interdiction

6月17日施行)《課され》ていない者；

(2016年3月17日オールドナンス第2016-315号第18-4°条。2016年6月17日施行)《5号 規則に定められた期間内に、会計監査役のもとで、または法定会計監査を実施するにつきヨーロッパ連合の1構成国により承認された者のもとで、十分と判断された職業実習を完了していること；》

6号 会計監査役職業適性証明試験を受験しこれに合格していること、または専門会計士職免許状の保有者であること。

(会計監査役職業適性証明の受験資格)

R. 822-2条 (2013年3月5日デクレ第2013-192号第2条。2013年7月1日施行)

① 修士の国家免許状を保有する者、フランスにおいて交付された修士学位を付与する資格もしくは免許状を保有する者、または外国において取得されかつ司法大臣の国璽尚書により修士の国家免許状に相当する水準のものと判断された免許状を保有する者であって、次のいずれかの要件に該当する者は、R. 822-3条第6項所定の実習完了証明の交付を条件として、会計監査役職業適性証明を受験することが認められる：

1号 会計監査役職業準備証明試験を受験しこれに合格していること；

2号 上級会計職免許状に関する1981年5月12日デクレ第81-537号により規制される上級会計職免許状の保有者、会計および金融上級職免許状の保有者、または2012年3月30日デクレ第2012-432号第50条で定義される要件における会計および業務執行上級免許状の7種の義務的試験のうち4種以上が有効である者；

3号 司法大臣の国璽尚書により本項第2号所定の免許状に相当する水準であると判断される免許状の保有者。

② 会計監査役職業適性証明および会計監査役職業準備証明の試験科目および試験方法は、司法大臣の国璽尚書および上級教育担当大臣の共同アレテにより定め

(7) stage professionnel

(8) épreuves du certificat d'aptitude aux fonctions de commissaire aux comptes

(9) diplôme d'expertise comptable

(10) 第6号は、2016年3月17日オールドナンス第2016-315号第18-5°条によって、2016年7月17日より削除される。

(11) titre

(12) attestatiton de fin de stage

(13) épreuves du certificat préparatoire aux fonctions de commissaire aux comptes

(14) diplôme d'études comptables supérieures

(15) diplôme d'études supérieures comptables et financières

(16) diplôme d'études supérieur de comptabilité et de gestion

られる。

③ 会計監査役職業の適性証明試験および準備証明試験は、フランス共和国官報に公示された、司法大臣の国璽尚書によるアレテに定められた期日に、年に1回以上行われる。

(1969年8月12日デクレ第69-810号第3-1条)

[参照条文]

(会計監査役職業準備証明の試験内容)

A. 822-1条 (2013年3月5日アレテ第2条。2013年7月1日施行) I. - ①

R. 822-2条所定の会計監査役職業準備証明は、毎年行われる。会計監査役職業準備証明の受験者は、その住所にある会計監査役地方協会の所在地において、1月1日から30日の間に、次の事項を含む書類を提出する：

1号 その本人同一性および国籍を証明する一切の公的書類；

2号 当該受験者が保有する免許状、証明書または証書といった証明書類。R. 822-2条第1項の規定の資格の受験者は、会計監査役職業準備証明への受験を自己に認める国璽尚書の決定を証明する。

② 提出される書類には、必要に応じて、フランスの裁判所に対して承認された翻訳者、またはヨーロッパ連合の構成国もしくはヨーロッパ経済領域協定の参加当事国の司法機関もしくは行政機関に対して関与する資格を与えられた翻訳者による当該書類のフランス語訳が添付される。

③ 社会福祉及び家族法典 L. 114条の意味における障害を有し、かつ本法典 R. 822-7-1条の規定を適用する試験の経過につき修正の利益を申請する受験者は、審査委員長宛ての申請書の謄本一通、ならびに社会福祉及び家族法典 L. 146-9条所定の委員会により、もしくはマイヨット島、ニューカレドニア、あるいはワリス諸島およびフトゥナ島において行われた試験につき当該政府の代表者により選任された医師の意見の謄本一通を、さらに提出しなければならない。

④ 当該書類は、3月1日までに、会計監査役全国協会の各地方協会に対して送付される。

⑤ 会計監査役職業準備証明を受験することを許可された受験者の名簿は、司法大臣の国璽尚書によりフランス共和国官報において公示される。

⑥ 試験の期日および場所は、個別の通知により、会計監査役全国協会により通知される。

II. - 準備証明は、第一次試験⁽¹⁷⁾および第二次試験⁽¹⁸⁾からなる。

A. - ① 第一次試験は、次の事項を含む：

1号 審査委員の選択により、会計を対象とする1もしくは2以上の実務問題、1もしくは2以上の演習問題、必要に応じ1もしくは2以上の混合問題に関する

(17) épreuves d'admissibilité

(18) épreuves d'admission

3時間の筆記試験（比率3）；

2号 審査委員の選択により、業務執行情報システムおよび監査に関して使用される業務執行の量的技術⁽¹⁹⁾に関する1もしくは2以上の実務問題、1もしくは2以上の演習問題、必要に応じ1もしくは2以上の混合問題に関する2時間の筆記試験（比率2）。

② 前項の2つの試験はいずれも、0から20の間で評価され、かつ二重採点の対象となる。採点の匿名性は担保される。第一次試験を合格するには、10/20の平均点が要求される。2つの試験のいずれか1つが6を下回る評点であるときはすべて、足切りがなされる。

B. - ① 第一次試験に合格したと宣告されない場合は、第二次試験を受験することができない。

② 0から20の間で評価される第二次試験は、次の事項を含む：

1号 試験科目における法律、会計、金融、財務分野に関する、最長1時間の口頭試問（比率3）；

2号 質問、注釈および翻訳請求の補助となりうる英語文書から会話の形式で展開される事業で用いられる英語に関する、最長30分の口頭試問（比率1）。

③ 第二次試験の合格は、口頭試問の受験者により獲得された評点の平均点に鑑みて宣告され、当該平均点は10/20を下回ることはできない。

Ⅲ. - 当該科目は、本編附則8-9に記載される。

Ⅳ. - 審査委員は、A. 822-8条所定の者である。

V. - ① 結果は、審査委員の責任をもって掲示され、かつ受験者に通知される。

② 第二次試験に要求される平均点を獲得しなかった、同試験の受験を許された受験者は、次の試験期間につき、同試験受験資格の利益を保持する。

A. 822-2条ないしA. 822-28条（略）

（職業実習）

R. 822-3条 ① L. 822-1-1条第5号所定の職業実習は、3年間の期間とする。

② （2013年3月5日デクレ第2013-192号第3-1°条。2013年7月1日施行）《当該実習は、R. 822-2条の適用上、会計監査役職業適性証明を受験するための要件を充足する者すべてに対して認められる。》

③ 当該実習は、L. 822-1条所定の名簿に登録されかつこれを実行する権限を付与された自然人または会社のもとにおいて行われる。当該実習はまた、次のような場合においても行われることができる：

1号 2年間の限度で、（2013年3月5日デクレ第2013-192号第8条。2013年

(19) techniques quantitatives

7月1日施行)《ヨーロッパ連合》の構成国により、計算書類の法定監査を実行することにつき承認された者のもとにおいて；

2号 1年間の限度で、フランスおよび(20) (2013年3月5日デクレ第2013-192号第8条。2013年7月1日施行)《ヨーロッパ連合》のその他の構成国において計算書類の法定監査を実行している者以外の者であって、実習生養成に関し十分な担保を提供するすべての者のもとにおいて。

④ 正規に遂行された職業実習は、実習主任報告を考慮して作成された地方協会会長の評価を記載した(2013年3月5日デクレ第2013-192号第3-2°条。2013年7月1日施行)《実習完了証明》の交付をもたらす。当該実習が複数の地方協会の管轄においてまたはその全部もしくは一部が外国において行われたときは、権限ある地方協会の会長は、司法大臣の国璽尚書によるアレテ所定の要件の下で選任される。

⑤ 当該大臣のアレテは、外国においてもしくは計算書類の法定監査の実施につき承認を受けている者以外の者において実習生がその全部または一部の実習を行うことを実習生に認可するにつきその職業における権限ある機関を決定し、ならびに当該実習遂行の方法および(2013年3月5日デクレ第2013-192号第3-3°条。2013年7月1日施行)《実習完了証明》の交付の方法を決定する。

⑥ 実習生の受入資格授与の方法は、(2013年3月5日デクレ第2013-192号第3-4°条。2013年7月1日施行)《会計監査役》全国団体の提案にもとづき、司法大臣の国璽尚書によるアレテによって定められる。

(1969年8月12日デクレ第69-810号第4条)

⑦ (2013年3月5日デクレ第2013-192号第3-5°条。2013年7月1日施行)《実習生は、会計監査役の職業適性証明を取得するために、実習完了証明の交付期日後6年間の期間を有する。当該期間を経過したときは、実習完了証明は失効する。》

⑧ 《L. 822-1-1条第5号所定の職業実習の全部を実行した者であってその実習完了証明が前項所定の要件のもとで失効した者は、その期間が1年間の新規実習を遂行する。》

[参照条文] A. 822-9条ないし A. 822-28条

(専門会計士職免許状の保有者に対する実習)

R. 822-4条 ① 当該登録の受験者が専門会計士職免許状の保有者であるときは、(2013年3月5日デクレ第2013-192号第4-1°条。2013年7月1日施行)《専門会計士職の活動の実施に関する2012年3月30日デクレ第2012-432号第67条》所定の実習の3分2以上は、あるいは会計監査役の名簿に登録されかつ R. 822-3条(2013年3月5日デクレ第2013-192号第4-1°条。2013年7月1日施行)《第8

(20) conseil régional

(21) la compagnie nationale

項》所定の要件の下に実習を受け入れる資格のある者のもので、あるいは実習生に付与される認可を条件として、司法大臣の国璽尚書および予算担当大臣のアレテ所定の要件の下で、計算書類の法定監査を実行する者として（2013年3月5日デクレ第2013-192号第8条。2013年7月1日施行）《ヨーロッパ連合》の加盟国において承認された者のもので、遂行されなければならない。

（1969年8月12日デクレ第69-810号第3条第3項）

② （2013年3月5日デクレ第2013-192号第4-1°条。2013年7月1日施行）《第1項所定の要件に合致しない専門会計士職免許状の保有者たる登録候補者は、当該要件に適合するために2年間の追加的実習を行うことにより登録認可されることができる。R. 822-3条第6項の規定は適用されることができる。》

（一定の職業上の能力および経験を有する者に対する職業実習）

L. 822-1-2 条（2005年9月8日オールドナンス第2005-1126号第12条） ①

L. 822-1-1 条の規定にかかわらず、（2016年3月17日オールドナンス第2016-315号第19-2°条により、同年6月17日から削除）《 CONSEIL · デタの議を経たデクレ所定の》職業上の能力および経験に関する要件を満たす（2016年3月17日オールドナンス第2016-315号第19-1°条。2016年6月17日施行）《自然》人は、司法大臣の国璽尚書による決定にもとづき、同条第5号所定の職業実習の全部または一部を免除されることができる。

② ヨーロッパ（2016年3月17日オールドナンス第2016-315号第19-4°条。2016年6月17日施行）《連合》の構成国において、またはフランス国民に対し計算書類の法定監査の実施を認めている他の国において、計算書類の法定監査の実施について十分な資格を有していることを証明する（2016年3月17日オールドナンス第2016-315号第19-4°条。2016年6月17日施行）《自然》人は、適性試験を受けることを条件として（2016年3月17日オールドナンス第2016-315号第19-3°条により、同年6月17日から削除）《 CONSEIL · デタの議を経たデクレ所定の要件において、》L. 822-1-1 条第5号および第6号所定の免許状、実習および試験の要件を免除される。

（一定の経験を有する者に対する職業適性試験の受験許可と実習）

R. 822-5 条 ① 商事会社に関する金融、会計および法律の分野において司法大臣の国璽尚書により十分であると判断される経験を獲得したと認められた公的または私的活動を15年間以上行った自然人は、会計監査役の職業適性証明試験

（2013年3月5日デクレ第2013-192号第5-1°条。2013年7月1日施行）《を受験すること》が認められることができ、かつL. 822-1-2条第1項の適用上、職業（2013年3月5日デクレ第2013-192号第5-1°条。2013年7月1日施行）《実習の全部または一部》を免除される。

② （2013年3月5日デクレ第2013-192号第5-1°条。2013年7月1日施行）《第1項所定の免除交付の要件は、司法大臣の国璽尚書によるアレテにより定められる。》

③ 過去に管理者および裁判上の管理者であった者⁽²²⁾、ならびに過去に裁判上の管理者および裁判上の受任者であった者⁽²³⁾であってかつ7年間以上それらの職業を行っていた者もまた、会計監査役職業適性試験の受験を認められることができる。これらの職業に対して行われた実習は、R. 822-3条所定の実習の遂行に関し、1年を超えない期間について考慮に入れられる。

（1969年8月12日デクレ第69-810号第3条第3項）

〔参照条文〕 A. 822-2-1条

（会計監査役名簿への登録の例外）

R. 822-6条 ① フランスにおいて計算書類の法定監査の実施につき職業上必要な法律、規則、規範および規程についての適切な知識を証明する適性試験を受験し合格することを条件として、計算書類の法定監査の実施につき、（2013年3月5日デクレ第2013-192号第8条。2013年7月1日施行）《ヨーロッパ連合》の他の構成国の権限ある機関によりすでに認可された者は、L. 822-1-2条第2項の規定を適用して、（2016年7月26日デクレ第2016-1026号第38-1°条）《L. 822-1条I所定の》会計監査役の名簿に登録されることができる。

② （2013年3月5日デクレ第2013-192号第6-1°条。2013年7月1日施行）《当該試験の方法は、司法大臣の国璽尚書のアレテにより定められる。》

③ 《候補者は、司法大臣の国璽尚書による決定により、適性試験を受験することが認められる。》

④ 前項の目的のため、関係当事者⁽²⁵⁾は、その書類を司法大臣の国璽尚書に対して送付する。完備した書類の受領に代えて、受理書が当該関係当事者に対し交付される。

⑤ （2013年3月5日デクレ第2013-192号第6-2°条。2013年7月1日施行）《司法大臣の国璽尚書による決定は、候補者⁽²⁶⁾がその初期教育を考慮に入れて質問され

(22) syndics

(23) administrateurs judiciaires

(24) mandataires judiciaires

(25) intéressé

(26) formation initiale

なければならない事項を明示する。当該決定は、その受理書の交付から起算して（2016年7月26日デクレ第2016-1026号第38-2°条）《4》カ月の期間内に明らかにされかつ行われなければならない。当該期間内に応答がない場合は、（2016年7月26日デクレ第2016-1026号第38-2°条）《適性試験への登録請求に対する承諾》を意味する。

⑥ 本条の規定は、（2013年3月5日デクレ第2013-192号第8条。2013年7月1日施行）《ヨーロッパ連合》の他の構成国において認可されていないにもかかわらず、（2016年7月26日デクレ第2016-1026号第38-3°条）《年次計算書類および連結計算書類の法定監査に関する2006年5月17日ヨーロッパ議会および理事会2006/43/CE指令》の規定に従ってかかる認可の取得が認められている資格、免許状および実務訓練に関する要件を満たした者についても、適用される。

（1969年8月12日デクレ第69-810号第5-1条）

〔参照条文〕 A. 822-19条ないし A. 822-28条

（会計監査役名簿への登録の例外）

R. 822-7条 ① 大学、高等教育施設もしくはこれと同じ教育水準の他の施設における3年以上の期間もしくは部分的にこれに相当する期間の教育課程、ならびに当該教育課程の上にさらに要請される職業訓練を受験しかつ合格した者であって、加えて次の事項を証明する者は、L. 822-1-2条第2項の規定を適用し（2016年7月26日デクレ第2016-1026号第39-1°条）《L. 822-1条I所定の》会計監査役の名簿に登録されることができる：

a) 司法大臣の国璽尚書により、会計監査役職業適性試験もしくは専門会計士職免許状と同一水準であると判断され、かつ計算書類の法定監査の実施をフランス国民に認めている（2013年3月5日デクレ第2013-192号第8条。2013年7月1日施行）《ヨーロッパ連合》の非構成国において職務の実施が認められている免許状もしくは資格；

b) 計算書類の法定監査の分野において、（2016年7月26日デクレ第2016-1026号第39-2°条）《司法大臣の》国璽尚書により十分であると判断される3年間の職業経験。

② 関係当事者は、R. 822-6条所定の要件において、適性試験を受験しなければならない。

（1969年8月12日デクレ第69-810号第5-2条）

（会計監査役名簿への会社の登録）

L. 822-1-3条（2016年3月17日オルドナンス第2016-315号第20条。2016年6月17日施行） 会社が会計監査役名簿に登録されるためには、次の要件を満たさなければならない：

1号 当該会社の議決権の半数は、L. 822-1 条 I 所定の名簿に登録された会計監査役もしくは会計監査役会社またはヨーロッパ連合の他の構成国において正規に承認された計算書類の法定監査人により保有される。会計監査役会社が他の会計監査役会社に対し資本参加を行うときは、会計監査役でない株主または社員はこれら二会社の議決権全体につきその過半数を保有することができない；

2号 業務執行者、取締役会もしくは業務執行役会の会長、業務監査役会の会長または執行役員の職務は、L. 822-1 条 I 所定の名簿に登録された会計監査役により、またはヨーロッパ連合の他の構成国において計算書類の法定監査の実施を正規に承認された会計監査役により、行われる。

3号 業務執行機関、管理機関、指揮機関または監督機関の構成員の半数以上は、L. 822-1 条 I 所定の名簿に登録された会計監査役、またはヨーロッパ連合の他の構成国において計算書類の法定監査の実施につき正規に承認された会計監査役でなければならない。社員または株主たる会計監査役会社の常置代表者は、L. 822-1 条 I 所定の名簿に登録された会計監査役、またはヨーロッパ連合の他の構成国において計算書類の法定監査の実施につき正規に承認された会計監査役でなければならない。

（法定監査会社による名簿への登録）

L. 822-1-4 条（2016年3月17日オールドナンス第2016-315号第21条。2016年6月17日施行） ① L. 822-1-3 条の規定にかかわらず、ヨーロッパ連合の構成国において正規に承認された法定監査会社は、L. 822-1 条 I 所定の名簿に登録されることができる。

② 会計監査役職務は、L. 822-1 条 I 所定の名簿に登録された自然人によってのみ、当該会社の名において実行されることができる。

（第三国の検査人の名簿への登録）

L. 822-1-5 条（2016年3月17日オールドナンス第2016-315号第21条。2016年6月17日施行） I. - ① ヨーロッパ連合の構成国においてまたはヨーロッパ経済領域協定への他の参加国においてその会社住所を有さず、かつフランス

の規制市場における取引が認められた有価証券を発行している個人⁽²⁷⁾または事業団体の⁽²⁸⁾年次計算書類または連結計算書類について法定監査を実行する、当該連合の非構成国または当該経済圏に関する合意の非当事国において承認された第三国の検査人は、L. 822-1 条 II 所定の名簿に登録される。

② しかしながら、当該登録は、それらの者または事業体が次の状況のいずれかにあるときは、要請されない：

1号 それらの個人または事業団体が、2010年12月31日以前に、フランスの規制市場における取引が認められる債権証券のみを発行しており、当該証券の発行期日における単一の名義額が5万ユーロ以上であり、またはユーロ以外の通貨で作成された債権証券については発行期日において5万ユーロ以上に相当する場合；

2号 それらの個人または事業団体が、2010年12月31日以前に、フランスの規制市場における取引が認められる債権証券のみを発行しており、当該証券の発行期日における単一の名義額が10万ユーロ以上であり、またはユーロ以外の通貨で作成された債権証券については発行期日において10万ユーロ以上に相当する場合。

II. - ① (2016年12月9日法律第2016-1691号第140-III-6°条)《L. 822-1》条II所定の名簿に登録されるためには、本条I所定の第三国の検査人または法人は、次の要件を満たさなければならない：

1号 管理機関または指揮機関の構成員の半数は、L. 822-1-1 条第2号ないし第6号またはこれと同等の規定に記載された要件を遵守していること；

2号 法人の名において法定監査人の職務を実行する自然人は、L. 822-1-1 条第2号ないし第6号またはこれと同等の規定を満たすこと；

3号 計算書類の法定監査は、L. 821-13条所定の基準またはこれと同等の基準に従って遂行されなければならない；

4号 計算書類の法定監査は、本節第2款の規定またはこれに相当する要請に従って実行されなければならない；

5号 計算書類の法定監査に対する報酬は、職業倫理規程⁽²⁹⁾の条項またはこれ

(27) personnes

(28) entités

と同等の規定に適合するものとする。

② L. 822-1 条Ⅱ所定の名簿に登録されるためには、本条Ⅰ所定の自然人たる第三国の検査人は、本条Ⅱ第2号ないし第5号所定の要件を満たさなければならない。

Ⅲ.一 ① 会計監査役高等評議会は、本条Ⅱ所定の要件の遵守を評価する。

② ヨーロッパ委員会が、本条Ⅱ2号、3号および4号所定の要請を評価するために、同等性の決定を採択しまたは普遍的な同等性⁽³⁰⁾の基準を定めたときは、高等評議会はこれに従う。

Ⅳ.一 L. 822-1 条Ⅱ所定の名簿に登録された会計監査役または L. 822-1-6 条の適用によって登録を免除された会計監査役は、第1節第2款において定められた監査および本章第4節に定められた制裁の制度に服する。

（第三国の検査人による名簿への登録免除）

L. 822-1-6 条（2016年3月17日オルドナンス第2016-315号第21条。2016年6月17日施行） ① 相互性⁽³¹⁾を条件として、L. 822-1-5 条Ⅰ所定の第三国の検査人は、会計監査役（2016年12月9日法律第2016-1691号第140-Ⅲ-7°条）《の》高等評議会の決定により、L. 822-1 条Ⅱ所定の名簿への登録義務を免除されることができる。

② 公的監視⁽³²⁾・品質保証⁽³³⁾・調査および制裁に関する国内制度が2006年5月17日2006/43/CE 指令第46条にもとづくヨーロッパ委員会による同等性に関する決定の対象となった国における権限ある機関により、第三国の検査人が承認されるときは、前項の免除が認められる。

③ ヨーロッパ委員会の決定がないときは、高等評議会は、L. 820-1 条以下所定の要請に照らしその同等性を評価する。当該委員会が一般的な評価基準を定義したときは、高等評議会はこれを適用する。

(29) code de déontologie

(30) équivalence

(31) réciprocité

(32) supervision publique

(33) assurance qualité

(第三国の検査人による登録または登録免除)

L. 822-1-7 条 (2016年3月17日オールドナンス第2016-315号第21条。2016年6月17日施行) L. 822-1-5 条および L. 822-1-6 条を適用して承認される登録または登録免除は、L. 822-1-5 条 I 所定の検査人により署名された証明報告⁽³⁴⁾のフランスにおける有効性を決定する。当該登録または登録免除は、その住所をフランス領土に有する個人または事業団体に対して、計算書類の証明に係る職務を行う権利は付与しない。

(廃止条文)

L. 822-2 条

本条は、2016年6月17日より、2016年3月17日オールドナンス第2016-315号第52条によって廃止された。

(会計監査役による宣誓)

L. 822-3 条 (2003年8月1日法律第2003-706号第103条) 会計監査役はすべて、その服する控訴審裁判所に対して、その職業上の義務を信義、誠実、独立性をもって遂行し、法を遵守しかつ遵守させる旨の宣誓⁽³⁵⁾を行わなければならない。

(宣誓の様式)

R. 822-12 条 (2016年7月26日デクレ第2016-1026号第39-1°条) ① L. 822-3 条所定の宣誓の提示の様式は、次の通りである：“私は自己の職業を名誉、誠実および独立性をもって実行し、法を遵守しかつ遵守させることを誓う”。

② 宣誓は、当該会計監査役が帰属する地方協会が存する管轄内の控訴審裁判所長に対して、口頭もしくは文書をもってなされる。

(会計監査役の継続的な職業訓練)

L. 822-4 条 (2016年3月17日オールドナンス第2016-315号第22条。2016年6月17日施行) I. - L. 822-1 条 I 所定の名簿に登録された会計監査役は、自己をしてその知識を維持しかつ完全なものにするために、継続的な職業訓練を

(34) rapport de certification

(35) serment

受けなければならない。

II. - 会計監査役の職務を3年間行っておらず、かつ当該期間中本条I所定の義務を遵守しなかった上記I所定の名簿に登録された者はすべて、証明に関する任務を引受ける前に特別な訓練を受ける義務を負う。

[参照条文] R. 822-21条ないし R. 822-31条

(廃止条文)

L. 822-5条ないし L. 822-8条

これらの規定は、2016年6月17日より、2016年3月17日オールドナンス第2016-315号第52条によって廃止された。